破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４１号
新潟県三条市西大崎１丁目11番15号
破産者　栗山　博徳
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第９３号
金沢市畝田西４丁目47番地１ヴァン・プレジールＢ棟105号（別住所）大阪府枚方市交北１－５－５（以前の住所）大阪市城東区鴫野東３－18―22、同区東中浜３－18―18、同区放出西２－19―10、住民票上の住所金沢市神谷内町葵169番地
破産者　前川　真範
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
金沢市森山２丁目26番７号　レジデント元町402号
破産者　太田　　勝
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
金沢市神田１丁目18番18号　ＧｒａｎＶｉｌｌａ神田303号、従前の住所金沢市八日市２丁目354番地
破産者　前田　一輝
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
石川県金沢市池田町２番丁29番地２　フラット93　203号
破産者　東　　克秀
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原18番地７
破産者　樋口　光寿
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８０号
愛知県稲沢市朝府町17番２―112号
破産者　井奥　　廉
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第６７０号
京都市南区久世中久町705番地１　ルミエール桂川205号
破産者　西尾　豊人
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３８号
広島県尾道市御調町丸河南35番地12
破産者　延安　孝文
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５６号
広島県尾道市山波町3067番地２
破産者　徳永組こと　徳永　洋一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市庄内町２－９―40、前住所愛媛県新居浜市政枝町一丁目４番23号　スカール新居浜303号
破産者　藤田　竜伍
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第８４号
愛媛県新居浜市角野新田町１丁目１番28号
医療法人十全会　十全ユリノキ病院、前住所愛媛県四国中央市川之江町2646番地１　ミキハウス21　302号
破産者　石川　和代　法定代理人成年後見人　髙橋　猛
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第７号
高知県香南市香我美町徳王子2126番地７
破産者　鳴瀧　太一
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
高知市薊野北町１丁目10番３号　沢田マンション68号
破産者　戸田　勝喜
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９７号
熊本市東区健軍２丁目17番１―308号　メゾン・ド・ロジェ、転入前住所熊本市中央区八王寺町14番４号　Ｍビル Ⅱ　601
破産者　佐藤　恭子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０号
熊本県菊池市野間口899番地１　テラスハウス六花Ⅰ
破産者　高宗　友子
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第５３号
大分県中津市大字大塚188番地４
破産者　萬田　輝久
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８３号
大分県中津市大字万田265番地11　チェリーコート　205、前住所福岡市南区筑紫丘２丁目24番36―103号　ライフエイド筑紫丘
破産者　原口　江利
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係